

## いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会水戸市ボランティア募集要項

(目的)

第1条 この要項は、水戸市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体、いきいき茨城ゆめ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において活動するボランティアの募集について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び募集主体)

第2条 ボランティアの名称は、ゆめ国体・ゆめ大会水戸市ボランティア（以下「ボランティア」という。）とする。

2 募集の主体は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会水戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(活動期間)

第3条 活動の期間は、国体ボランティアの登録日から大会終了日までとする。

(種別、活動内容等)

第4条 国体ボランティアの種別、区分及び活動内容は、次の表のとおりとする。

種別	区分	活動内容
広報ボランティア	広報担当	1 SNS等による大会情報の発信 2 実行委員会への関連情報の提供 3 その他の広報活動
	PRイベント担当	1 大会PRイベントへの参加 2 国体ダンスの普及 3 その他のPR活動
運営ボランティア	受付・会場案内担当	1 競技会場での受付、案内及び誘導 2 その他の大会運営に関する活動
	休憩所・弁当配付担当	1 休憩所でのドリンクサービス 2 弁当引換所での弁当配付及び空き箱回収
	環境美化担当	1 競技会場及びその周辺の清掃美化
	駐車場担当	1 競技会場駐車場及び臨時駐車場での交通整理
	総合案内所担当	1 総合案内所での大会情報等の提供 2 おもてなしブースでの接待
	輸送・交通担当	1 駅及びバス発着所での輸送・交通機関の案内及び誘導

(募集人数)

第5条 募集人数は、1,500人程度とする。

(募集期間)

第6条 募集期間は、平成29年7月1日から募集人数に達する日までとする。

(募集要件)

第7条 募集要件は、次の各号に掲げる事項に該当する者又は団体とする。

- (1) 水戸市に在住し、通学し、又は通勤していること。
- (2) 応募の時点で小学生以上であること。ただし、小学生にあつては保護者がともに応募し、かつ、同一の活動ができること、18歳未満にあつては保護者の同意があること。
- (3) 水戸市に活動の拠点をもつる団体であり、当該団体に所属する者が18歳以上であること。

(応募方法)

第8条 応募は、所定の申込書及び必要書類を、実行委員会あてに郵送、ファックス、メール又は持参のいずれかの方法により行うものとする。

(登録・変更・取消・抹消)

第9条 実行委員会は、募集要件を満たした応募者を国体ボランティアとして登録するものとする。

- 2 国体ボランティアの登録を受けた者及び団体（以下「登録者」という。）が登録内容の変更又は取消をしようとするときは、本人又は当該団体の代表者が実行委員会に申出を行うものとする。ただし、18歳未満の者にあつては、保護者の同意を必要とする。
- 3 実行委員会は、登録者が大会又は実行委員会のイメージを損なう行為をしたとき、又はボランティア活動に支障があると判断したときは、登録を抹消することができる。

(説明会及び研修会)

第10条 実行委員会は、国体ボランティアの種別及び区分に応じて、説明会及び研修会を開催する。

(報酬及び交通費)

第11条 ボランティア活動、説明会及び研修会に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、交通費の負担が過重と実行委員会が判断したときは、未成年者及び学生に限り、交通費相当額として、1ボランティア活動当たり500円以内の額を支給することができる。

- 2 実行委員会は、必要があると判断したときは、弁当又はこれに相当する額として500円以内の額を支給することができる。

(服飾)

第12条 実行委員会は、ボランティア活動に当たって、第三者との識別が必要と判断したときは、服飾及び識別物品を支給する。

(保険)

第13条 実行委員会は、ボランティア活動並びに説明会及び研修会の実施に当たり、あらかじめ実行委員会の負担で登録者を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 登録者の個人情報の保護については、次の各号のとおりとする。

- (1) 水戸市個人情報保護条例に準じた取り扱いとし、関係法令の規定を遵守する。
- (2) ボランティア活動、大会及び関連イベントのみに活用し、その他の目的には使用しない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成29年5月15日から施行する。